

広島県告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県福山地域事務所建設局において、平成二十一年二月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年二月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道府中上下線	府中市河佐町字安藤二六四番一地从ら 府中市河佐町字安藤三〇八番一地从先まで	平成二十一年二月九日